社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会ホームページバナー広告掲載事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会(以下、「本会」という。) のホームページに、広告を掲載する場合の取扱いについて必要な事項を定めるもの とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ該当各号に定 めるところによる。
 - (1) 本会ホームページとは、本会が管理・運営するホームページで、 http://www.shakyo-chigasaki.or.jpで始まる ものをいう。
 - (2) バナー広告とは、本会ホームページ内に表示される広告画像のことで、広告主 の指定するホームページ (ホームページがない場合は、PRを掲載) にリンクする ものをいう。

(広告の種類)

第3条 本会ホームページに掲載する広告はバナー広告(以下「広告」という。)とする。

(広告の掲載基準)

- 第4条 本会ホームページへ掲載する広告は、次のいずれにも該当しないものとする。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122 号)第2条(第2項及び第3項を除く。)に規定する営業に係るもの又はこれに類 するもの
 - (2) 貸金業法(昭和53年法律第32号)第2条に規定する貸金業に係るもの
 - (3) 商品取引所法(昭和25年法律第239号)第2条第8項に規定する先物取引に係るもの
 - (4) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条に規定する製造たばこに係る もの
 - (5)消費者保護の観点からふさわしくないもの
 - (6) 法律の定めのない医療類似行為に係るもの
 - (7)公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるもの
 - (8) 政治団体又は政治活動に係るものと認められるもの
 - (9) 宗教活動に係るものと認められるもの
 - (10) 迷信若しくは非科学的と認められるもの
 - (11) 特定の事項についての主義又は主張に係るもの
 - (12) 世論が大きく分かれているもの
 - (13) 個人の宣伝に係るもの
 - (14) 本会事業に支障があると認められるもの

- (15)暴力団等の非合法組織若しくはその関連企業又は前身が非合法組織であった 企業に係るもの
- (16) 前各号に掲げるもののほか、本会が適当でないと認めたもの (広告の規格)
- 第5条 広告の規格は、次のとおりとする。
 - (1) 大きさ 縦60ピクセル×横180ピクセル
 - (2) 画像形式 GIF (アニメーションGIF不可)、JPEG、PNG
- (3) データ容量 8 K B 以下
- (4) その他 掲載画像は広告主による作成とし、画像での提出とする
- 2 前項と異なる規格については、広告主と本会が協議のうえ決定する。

(広告の掲載ページ及び位置)

第6条 広告を掲載するページは本会ホームページ中、トップページの本会が指定する位置とする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、別表の通りとする。

(広告の掲載期間)

- 第8条 広告を掲載する期間は、原則1月単位とする。ただし、複数月の広告掲載の申し込みがあった場合は複数月とすることができるものとする。
- 2 広告掲載の開始日は、当該広告を掲載する月の第1日とする。ただし、広告掲載 開始日が休日に当たる時は、繰り上げることができるものとする。
- 3 広告掲載を終了する日は、当該広告を掲載する月の末日とする。ただし、広告掲載終了日が休日に当たる時は、繰り下げることができるものとする。

(広告の募集)

第9条 広告主の募集は、本会ホームページの他広報媒体により募集を行うものとする。

(広告掲載の申請)

第10条 広告掲載を希望する広告主は、社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会ホームページ広告掲載申請書(第1号様式)により、本会に申請するものとする。

(広告掲載の決定)

第11条 本会は、第4条の規定に基づき内容を審査し、社会福祉法人茅ヶ崎市社会 福祉協議会ホームページ広告掲載決定(非決定)通知書(第2号様式)により、広 告主に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第12条 前条により広告掲載決定の通知を受けた広告主は、広告掲載料を本会が指 定する期日までに納入するものとする。

(広告原稿の製作及び提出)

- 第13条 広告主は広告原稿を本会が指定する期日までに提出するものとする。
- 2 広告原稿は、広告主の責任及び負担により制作するものとする。

(広告内容等の変更)

- 第14条 広告主は、原則として月単位で当該広告の内容を変更することができるものとする。
- 2 前項の規定により広告の内容を変更しようとする場合には、本会が指定する期日 までに提出するものとする。
- 3 本会は提出された広告原稿の内容が第4条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正、削除を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

- 第15条 本会は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。
 - (1) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
 - (2) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
 - (3) 前条に規定する広告内容の変更を広告主が行わないとき
 - (4) 広告主、広告の内容又はリンク先ホームページの内容等が、各種法令に違反し若しくはそのおそれのあるとき、又は第4条の規定に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき
 - (5) その他、本会ホームページへの広告掲載が適切でないと判断したとき。 (広告掲載の取り下げ)
- 第16条 広告主は、自己都合により広告の掲載を取り下げることができる。
- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により本会に届出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第17条 既納の広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

(広告主の責務)

- 第18条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の 内容等の関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、本会に保証 するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主 の責任及び負担において解決することとする。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会が別に定める。

附則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

掲載期間	広告掲載料(1枠あたり)	掲載期間	広告掲載料(1枠あたり)
1月	3,000円	7月	18,000円
2月	5,500円	8月	20,500円
3月	8,000円	9月	23,000円
4月	10,500円	10月	25,500円
5月	13,000円	11月	28,000円
6月	15,500円	12月	30,500円

別表(第7条関係)本会会員

掲載期間	広告掲載料(1枠あたり)	掲載期間	広告掲載料(1枠あたり)
1月	2,500円	7月	14,500円
2月	4,500円	8月	16,500円
3月	6,500円	9月	18,500円
4月	8,500円	10月	20,500円
5月	10,500円	11月	22,500円
6月	12,500円	12月	24,500円

第1号様式(第10条関係)

社会福祉法.	人茅ヶ崎市社	:会福祉協議会ホ	ームページ	広告掲載申請書
	/ / // // PBI 114 I.I.		<u> </u>	

年 月 日

(あて先) 社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉協議会会長

〒 所在地 団体名 代表者 連絡先

社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会ホームページバナー広告掲載事業実施要綱に基づき広告を掲載したいので、関係書類を添えて申請します。

掲載希望期間	年 年	月 月	日(日(•	
広告の規格	□G :	IF 🗆	JPEG [∃PNG	
リンク先URL					
同意事項	申込みに当たっては、社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会ホームページバナー広告掲載事業実施要綱に同意し、その内容を遵守します。				

当該年度に	こおける会員加入状況 口会員 口非会員	
添付書類	□会社又は団体の概要がわかる案内又はパンフレ	ット
	□その他()

第2号様式(第11条関係)

社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会ホームページ広告掲載決定(非決定)通知書

 茅社協第
 号

 年
 月
 日

様

社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉協議会 会 長 水島 静夫

年 月 日付で申請のありましたホームページ広告掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	□決定	□非決定
掲載期間	年月年	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
掲載料	金	円
決定条件	くは銀行振込にて 【振込口座】さがみ農協 社会福祉法人茅ヶ崎市	ロと引き換えに窓口で現金一括払い、もし年 月末日までにお支払い下さい。 茅ヶ崎支店 (普) 5523484 「社会福祉協議会 会長 水島 静夫 「社会福祉協議会 本のでは、 「社会福祉協議会」、「社会福祉協議会」、「大学で、大島 静夫 「社会福祉協議会」、「大学で、大島 静夫」